

子宮頸がん予防（HPV）ワクチンの任意接種にかかる償還払い 「HPV感染症に係る任意接種費用助成金」について

定期接種の対象年齢を過ぎてから（高校2年生相当年齢以降）令和4年3月31日までの間に、子宮頸がん予防（HPV）ワクチンを任意接種として受けた方を対象に、接種費用を助成します。

接種費用の助成を希望する場合は、「HPV感染症に係る任意接種費用助成金」の交付申請及び請求を行ってください（郵送可）。

1. 助成対象者

平成9年4月2日から平成17年4月1日生まれの者で、かつ、次の全てを満たす者（2. 対象外にあてはまる者を除く。）とする。

- (1) 令和4年4月1日時点において、守口市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 16歳となる日の属する年度の3月31日までにヒトパピローマウイルス感染症（以下「HPV感染症」という。）に係る定期接種において3回の接種を完了していない者
- (3) 当該助成金を受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種を受けていない者

2. 対象外

他の市区町村において、当該償還払いと同じ種類のものであると守口市が認める措置による費用の助成を受けたことのある方は、対象外。

3. 助成対象となる予防接種

次の全てを満たすものとする。

- (1) 接種したワクチンが組換え沈降2価HPVワクチン（サーバリックス）、または、組換え沈降4価HPVワクチン（ガーダシル）であること。
※「シルガード（9価）」は、対象外。（「シルガード（9価）」は、令和5年4月1日より定期接種での使用可能となりましたが、この償還払いの対象は令和4年3月31日までに接種したものにのみかかり、その時点で定期接種において使用できなかったため、対象外となります。）
- (2) 17歳となる日の属する年度の4月1日から令和4年3月31日までに接種したものであること。
- (3) 日本国内の医療機関で接種したものであること。
- (4) 接種費用を負担して接種したものであること。

4. 交付申請・請求先

守口市 健康福祉部 健康推進課（守口市市民保健センター3階）

※ 郵送可（裏面の必要な書類を「予防接種担当」宛てに送付してください）

※ 郵送先の住所は、裏面の【問合せ先・送付先】をご確認ください。

5. 申請期限

申請期限は、令和7年3月31日（必着）です。

助成金額や必要書類については、裏面に記載してありますので、ご確認ください。

6. 助成金額と上限について

助成金額は、「実際にかかった接種費用（1回分）の金額」と「上限額（1回分）」を比較し、少ない方の金額で積算した金額です。

【助成金の上限額】

予防接種の種類	区分	上限額（1回分）
HPV感染症 (子宮頸がん予防ワクチン)	領収書・明細書等で支払った金額がわかる場合	16,588円
	領収書・明細書等が再発行できず支払った金額がわからない場合*	14,223円

※「領収書・明細書等が再発行できず支払った金額がわからない場合」とは、接種日から5年以上経過しているため、接種した医療機関の記録が既に廃棄されている等のやむを得ない事情により、領収証・明細書等の再発行が実質不可能な場合のことです。

原則、申請にあたり、「7. 接種費用の助成に必要な書類」はすべて必要です。領収書・明細書の再発行ができない場合は、守口市市民保健センター予防接種担当（06-6992-2217）までお問合せください。

7. 接種費用の助成に必要な書類

(1) 接種費用の支払いを証明する書類（「領収書・明細書」等）

（領収書に明細が記載されていない場合やHPVワクチン以外の費用が含まれている場合は、明細書等のHPVワクチンの接種費用が分かる書類を添付していただく必要があります。）

※紛失等により手元にない場合は、接種を受けた医療機関に、①「領収書・明細書」を再発行、または②「守口市HPV感染症に係る予防接種(任意接種)費用助成金申請用 証明書(様式あり)」の作成を依頼し、提出してください。なお、再発行や作成にかかる手数料は申請者負担となりますので、ご注意ください。

(2) 接種記録が確認できる書類（「母子手帳の予防接種の記録欄の写し」、「接種済証」等）

（接種記録が確認できない場合は、助成することはできませんので、ご注意ください。）

※紛失等により手元にない場合は、接種を受けた医療機関に、「守口市HPV感染症に係る予防接種(任意接種)費用助成金申請用 証明書(様式あり)」の作成を依頼し、提出してください。なお、証明書作成にかかる手数料は申請者負担となりますので、ご注意ください。

(3) 申請者及び被接種者の氏名・住所・生年月日の記載のある本人確認書類の写し

（申請者と被接種者それぞれの「マイナンバーカード」や「運転免許証」等の写しが必要です。なお、申請者と被接種者が同じ場合、本人確認書類の写しは1通で構いません。）

(4) 振込先口座の通帳等の写し（銀行名・支店名・口座番号・口座名義が確認できる書類の写しでも可）

(5) 守口市HPV感染症に係る任意接種費用助成金交付申請書（様式あり）

(6) 守口市HPV感染症に係る任意接種費用助成金交付請求書（様式あり）

(7) 印鑑（申請書、請求書の指定箇所に押印）※シャチハタ等のXスタンプは使用不可。

！！ご注意ください！！

（5）申請書 及び（6）請求書 の「金額」の訂正は一切認められません。「金額」欄の記載を誤った場合は、新しい用紙に書き直していただくこととなりますので、ご了承ください。

なお、「金額以外」の訂正は、訂正箇所を二重線で抹消し押印のうえ、正しい文言を記載していただくことが可能です。（※ただし、修正ペン・修正テープは使用不可。）

【問合せ先・送付先】

〒570-0033 守口市大宮通1-13-7 守口市市民保健センター内
守口市健康福祉部健康推進課 予防接種担当 TEL 06-6992-2217